

川根本町にぎわい創出イベント開催経費補助金交付要領

第1 通則

川根本町にぎわい創出イベント開催経費補助金の交付に関しては、川根本町補助金等交付規則（平成 17 年川根本町規則第 39 号）、川根本町にぎわい創出イベント開催経費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及びこの要領の定めるところによる。

第2 補助対象経費及び補助率

- (1) 補助対象経費は、要綱第3に規定する開催事業に要する経費とする。
- (2) 要綱第3に規定する「町長が別に定めるもの」は、下表のとおりとする。

費目		内容
ア	報償費	企画・調査料（補助対象経費の10%を上限とする）、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
イ	制作費	作品等制作料、作品等実演費、賃借料（美術作品、機材等）等
ウ	委託費	業務委託費（会場設営・撤去等）
エ	使用料	会場使用料（付帯設備費を含む）、（現地制作に係る）稽古場・作業工房等の使用料等、チケット販売システム使用料等
オ	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
カ	賃金・保険料	事務整理賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等（臨時に雇用する場合に限る）、展示品保険、イベント保険、新型コロナウイルス感染症対策のためのPCR検査費用等
キ	旅費	国内交通費、国外交通費、宿泊費等
ク	通信費	郵送料等
ケ	著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
コ	広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
サ	消耗品費	消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に要する費用含む）

ただし、次に掲げる経費等については、交付の対象としない。

	費目	備考
ア	団体等の職員給与等人件費	時間外勤務手当等含む
イ	団体等の維持管理費	事務所賃料、電話等の契約料、光熱水費、生活雑貨、ウェブサイト管理料、ウェブ会議サービス月額使用料等
ウ	航空・列車・船舶運賃の特別料金	ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等

エ	行政機関に支払う手数料	印紙代、ビザ取得経費等
オ	金融機関、宅配業者等に支払う手数料	振込手数料、代引き手数料等
カ	手土産代	—
キ	飲食に係る経費	取材・打ち合わせ時の飲食代、交際費、接待費、レセプション・パーティー費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類
ク	高額な備品	単価 10 万円以上の物品の購入。ただし、10 万円未満であっても、財産形成となる備品（パソコン、撮影・編集機材等）の購入経費は対象外
ケ	施設整備費	—
コ	業として会場の貸し出しを行っていること等が客観的に明らかでない会場の使用料	—
サ	海外傷害保険等の各種保険料	イベント保険、美術品借用に伴うものは除く
シ	予備費・雑費等使途が曖昧な経費	—

附 則

この要領は、令和 6 年度から令和 8 年度までの分の補助金に適用する。